

備前市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

平成 28 年 7 月 1 日施行

平成 30 年 11 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第 2 条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、市が発注する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ）とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 舗装工事
- (3) 水道施設工事

2 申し立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書及び見積り参考図書（以下「設計図書等」という。）について、金入設計書（金額及び数量が記載された設計書いう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。

(申立ての手続)

第 3 条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、開札日の午後 1 時から（再入札又は再々入札にあつては、落札候補者が確定後から）、これを申立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、開札日から起算して 2 日目の午後 3 時まで積算疑義申立書（様式第 1 号）を契約管財課長に提出することにより行う。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の午後 1 時から翌日午後 3 時まで（再入札又は再々入札にあつては、落札候補者が確定してから翌日午後 3 時まで）の間に、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）にて金入設計書を確認することができる。

4 前 3 項に規定する期日及び期間は、備前市の休日を定める条例（平成 17 年備前市条例第 2 号）に規定する休日を除いて定めるものとする。

(確認の実施)

第 4 条 契約管財課長は、疑義申立てがあつたときは、速やかに工事担当課長に申立て内容を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた工事担当課長は、速やかに金入設計書を確認するとともに、そ

の結果を疑義申立事項確認等報告書(様式第 2 号)により契約管財課長に報告するものとする。

(質疑申立てとして扱わないもの)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、該当金入設計書の確認を行わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 公表された設計図書等で確認できるもの
- (5) 申立期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (7) その他当該入札に直関係のないもの

(確認結果の取扱い)

第 6 条 契約管財課長は、第 4 条第 2 項に規定する報告を受けた時は、疑義申立事項確認等の結果(様式第 3 号)を電子入札システムに掲載するとともに、次に定めるところにより、当該入札事務を続行し、又は中止するものとする。

- (1) 前条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合又は金入設計書に誤りが確認できなかった場合は、落札決定の保留を解き、当該入札事務を続行する。
- (2) 金入設計書に誤りがあった場合は、設計金額及び最低制限価格を修正し、落札決定の保留を解き、当該入札事務を続行する。ただし、入札事務を中止しなければ適切な契約とならない認められる場合は、当該入札事務を中止する。

2 契約管財課長は、入札事務を中止するときは、入札事務を中止すること及びその理由を電子入札システムに掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

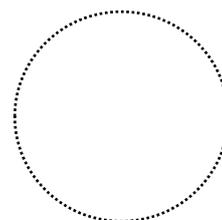
この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

備前市長様

申立人 所在地
商号又は名称
代表者職指名
担当者氏名



実印

積算疑義申立書

下記のとおり工事の入札に係る積算に疑義があるので、申し立てます。

記

1 工事名

2 申立内容及び理由

3 申し立て内容に基づく設計金額

(1) 直接工事費	円	(2) 共通仮設費	円
(3) 現場管理費	円	(4) 一般管理費	円
(5) 合計	円		

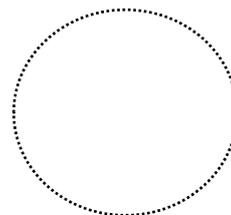
- ※ 積算疑義申立ては、様式第 1 号に必要事項を記入し、契約管財課へ提出してください。
- ※ 申立事項は、具体的に記述してください。工事が特定できないもの、申立事項が特定できないものは確認できません。また、公表された設計図書等で確認できるものは積算疑義申立ての対象となりません。
- ※ 積算疑義申立てが行えるのは、入札参加者のみです。入札参加者以外は疑義の申し立てはできません。
- ※ 積算疑義申立書の内容は、公表します。
- ※ 積算疑義申立書は、開示の対象となります。

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

備 前 市 長 様

申立人 所 在 地
商号又は名称
代表者職指名
担 当 者 氏 名



金入設計書情報提供申込書 (積算疑義確認用)

実 印

次の工事の入札に係る金入設計書の情報提供を申し込みます。

記

1 工事名

2 開札日 平成 年 月 日

備考

- 1 工事案件ごとにCD-R (新品に限る) を 1 枚添付してください。
- 2 提供する情報は、内訳書、明細書、代価表及び単価表で、数量計算書及び図面等は対象外になります。

※ 金入設計書情報提供申込書 (積算疑義確認用) は、様式第 2 号に必要事項を記入して、契約管財課に提出してください。

様式第 3 号(第 4 条関係)

疑義申立事項確認等報告書

入 札 日	年 月 日
工 事 名	
工事施工担当課	

申立内容及び理由（要約）	確認結果又は確認を行わなかった理由

違算の確認結果	(確認前)	(確認後)
直接工事費	円	円
共通仮設費	円	円
現場管理費	円	円
一般管理費	円	円
設計金額（税抜）	円	円
設計金額（税込）	円	円

注) 設計金額（税込）の修正によって、ランク、エリア、配置予定技術者などれの入札条件が変更になる場合は、入札を中止することになります。

様式第 4 号(第 6 条関係)

疑義申立事項確認等の結果

入札日	年 月 日
工事名	
工事施工担当課	

申立内容及び理由（要約）	確認結果又は確認を行わなかった理由